

岩手県告示第898号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨県南広域振興局長から次のとおり通知があった。

平成28年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 公共測量を実施する地域 奥州市胆沢区小山、水沢区姉体及び北半郷ほか地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成28年10月28日から平成29年3月10日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び地図調整）
- 2（1） 公共測量を実施する地域 奥州市江刺区藤里及び広瀬地内
- （2） 公共測量を実施する期間 平成28年11月1日から平成29年3月10日まで
- （3） 実施する公共測量の種類 公共測量（基準点測量及び地図調整）